

第二次世界大戦後の日系カナダ人の強制送還と財産剥奪

大木 崇
2016年6月

目次

1. 序文
2. 「本国強制送還」政策の概要と日系カナダ人コミュニティへの影響
 - 2.1 「本国強制送還」政策の根本的な原因
 - 2.2 強制送還のための行政機構と本国送還調査
 - 2.3 強制送還の法的枠組み：内閣令 P. C. 7355、7356、および 7357
 - 2.4 戦略的な法的抵抗と憲法上の介入
 - 2.5 実施、出国、および追放された人々の人口統計
 - 2.6 追放の現実：国境を越えた困窮と離散
 - 2.7 組織的な財産剥奪と戦後の救済措置の不十分さ
 - 2.8 憲法の遺産と救済運動
3. 3,963 人の送還者の実態
 - 3.1 家族の崩壊
 - 3.2 資産
 - 3.3 送還者の年代別人口統計（5 回の出航）
 - 3.4 収容所からバンクーバーへ
 - 3.5 送還日系カナダ人の経済的困難
 - 3.6 オスカー・オアの報告
4. 送還日系カナダ人のカナダへの帰還
 - 4.1 連合国占領ルート（二世の抜け穴）
 - 4.2 有効なカナダパスポートの活用
 - 4.3 「連鎖」家族保証の波
 - 4.4 地元コミュニティからの直接的な支援
 - 4.5 1988 年の補償合意（最終的な法的回復）

5. カナダに戻った送還日系カナダ人の数
 - 5.1 主な推計値
 - 5.2 救済措置後の集計
 - 5.3 帰国の実態
6. 送還者とバード委員会による強制売却された財産の補償
 - 6.1 対象者
 - 6.2 除外された人々（対象資格の抜け穴）
 - 6.3 主な制約
 - 6.4 送還者の除外を記録した文書
7. 1988年の補償合意と送還日系カナダ人

1. 序文

1940年代における日系カナダ人の強制移住、組織的な財産剥奪、そして戦後の追放は、カナダの市民的自由と国家権力の歴史における分水嶺となる出来事である。「本国送還」という政策、カナダ市民に対する強制追放を国家が容認した婉曲表現は、政治的な空白の中で生まれたものではない。主にブリティッシュコロンビア州に集中していた、数十年にわたる制度化された反アジア人差別、人種的不安、そして経済保護主義の集大成であった。この出来事は日系カナダ人の歴史において十分に記録されている¹。しかし、私がさらに詳細に知りたいと思ういくつかのテーマがある。本報告書では、「本国送還」政策とその日系カナダ人コミュニティへの余波に関する概説の後に、それらのテーマに付いての調査を追加する。

2. 「本国送還」政策の概要と日系カナダ人コミュニティへの影響

2.1 「本国送還」政策の根本的な原因

歴史的に見て、カナダの移民法は、アジア人の入国を制限し、すでにカナダに定着していた味家系カナダ人コミュニティを、政治的、経済的、社会的に、白人カナダ人社会から疎外するように設計されていた。例えば、1908年の「連続航海規則²」や移民法への様々な制限的改正は、人種的・社会経済的根拠に基づき「望ましくない」層を排除し、国外退去させるための法的手段を提供した。20世紀初頭から中期にかけて、こうした差別的な態度は、国内に広まった社会不安によってさらに強められた。当時の社会学的記録によれば、ブリティッシュ・コロンビア州における白人ポピュリスト運動は、アジア人労働者が白人労働者の生活水準を低下させるという恐怖を常套手段として組織化されていた。さらに、日系カナダ人は文化的同化に抵抗していると頻繁に非難され、批判者たちは日本語学校や仏教寺院の存在、異人種間結婚の低率を、日本帝国への根強い忠誠心の証拠として指摘した。反日政治団体からは、英国臣民としての帰化資格を、日本人移民が取得したのはカナダ社会に真に溶け込みたいという願望からではなく、単に商業漁業免許を確保するためだけにそうしたのだと広く主張された。

この白人社会の根底にある日本人移民に対する敵意は、1941年12月7日の日本軍による真珠湾攻撃に続く太平洋戦争の勃発によって加速した。カナダ王立騎馬警察（RCMP）やカナダ軍情報部による、国内の日系人カナダ人は、スパイ活動や破壊工作の脅威をもたらさないことを明言した評価にもかかわらず、ブリティッシュ・コロンビア州当局からの政治的圧力により、連邦政府はすぐに手を打たざるを得なくなった。著名な反日政治家たち、とりわけ連邦内閣大臣のイアン・アリスティア・マッケンジーは、太平洋沿岸からすべての日系カナダ人を完全に排除するよう、積極的に働きかけた。1942年2月15日のシンガポール陥落と、同年2月19日にフランクリン・D・ルーズベルト米大統領が発令した大統領令第9066号³は、カナダ政府に対し、日系住民の全面的な強制移住を承認するための政治的正当性を与えた。1914年戦時措置法の権限に基づき、連邦内閣は海岸線から100マイルの範囲を「保護区域」に指定し、国籍を問わず、日本系のすべての人をそこから強制的に排除することとした。

この排除政策の即時実施は、過酷さを極めた。2万2000人近い男女や子供たちが自宅から引き離され、家族と引き裂かれ、政府による夜間外出禁止令や尋問にさらされた。主要な収容センターはバンクーバーのヘイスティングス・パークにある家畜舎に設置され、家族たちはシートで仕切られただけのコンクリート床の囲いの中に収容され、家畜の糞尿の悪臭にまみれて生活した。ヘイスティングス・パークから、人々はブリティッシュ・コロンビアに分散させられた。成人男性は主にロッキー山脈の幹線道路建設キャンプへ送られ、家族はブリティッシュ・コロンビア州内陸部のスローカン・シティ、ニュー・デンバー、タシュメといった、孤立し放置されたゴーストタウンへ移住させられたり、アルバータ州、マニトバ州、オンタリオ州の砂糖ビート農場へ送られた。

2.2 日本への強制送還のための本国送還調査

1944年8月、戦争終結が近づく中、ウィリアム・ライオン・マッケンジー・キング首相は、日系カナダ人の国内での分散と戦後の国外追放という二重の政策を発表した。政府は、日系カナダ人が太平洋沿岸に戻ることを恒久的に阻止すると同時に、国内における総人口を削減しようとした。これを達成するため、労働省の日本人課は1945年春、全国的な「忠誠調査」の実施を命じられた。この調査は、16歳以上の日系カナダ人収容者に提示され、彼らに厳しい選択を迫った。すなわち、日本のカナダに対する敵対行為（戦争）が終了次第、日本への「本国送還」に同意するか、あるいはロッキー山脈以東の、見知らぬ、しばしば日本人に対する敵意に満ちた地域へ直ちに移住するか、という選択である。

連邦政府は、本国送還の書類への署名は完全に任意であると主張していたが、行政上の環境は極めて強制的であった。収容者たちは長年の監禁によって深いトラウマを抱え、住居や生計手段を失っており、カナダ東部での不動産購入や就職には厳しい制限が課されていた。内陸部の収容所内では、配置担当官が組織的な圧力を利用して署名を強要した。タシミ収容所の収容者であった熊野カメオによる宣誓供述書は、国家当局者が、いかに収容者に対して宣誓供述書への署名を強要したかを如実に物語っている。熊野は東部への移住には同意していたが、妻がニューデンバー療養所に収容されていたため、彼は日本送還を選択しなければならないと告げられた。当初、帰国書類への署名を拒否すると、労働省の配置担当官E・F・ロバーツは、熊野への給与支払いを停止し、家族の生活手当を打ち切ると脅したため、彼には署名する以外の選択肢は残されていなかった。

さらに帰国を促すため、政府は日本への渡航費の負担や追加の食糧配給券の支給といった経済的インセンティブを提供した。これは困窮に直面している家族にとっては魅力となった。スローカン・シティ、ニュー・デンバー、そしてタシミでは、不安と噂が渦巻いた。タシミは最終的に、帰国を選択した人々を隔離するための専門的な収容所として指定された。この調査は、片親家庭、書類の内容を十分に理解できない精神疾患患者、あるいは高齢や言語の壁、貧困のためにカナダ東部での生活再建が困難だと感じる一世など、極めて脆弱な立場にある人々に対しても実施された。その結果、収容者の50%近くが、強い強制の下で調査書に署名することになった。1945年8月の日本の降伏後、これらの人々の多くは、敗戦国の壊滅的な状況に気づき、帰国申請の取り消しを申し出たが、連邦政府は当初、この選択命令の撤回を拒否した。

2.3 強制送還の法的枠組み：内閣令 P. C. 7355、7356、7357

1945年12月31日に戦時措置法は失効する予定であったので、強制送還政策が失効しないよう、連邦内閣は断固たる立法措置を講じた。1945年12月15日、政府は戦時措置法の権限に基づき3つの極めて重要な閣議決定を発令し、これらはその後、1945年国家緊急事態移行権限法第4条の下で継続された。これらの立法措置は、大量国外追放を実行し、市民から法的権利を剥奪するための正式な法的枠組みを提供した。

立法措置	制定日	対象となった集団	主な法的仕組みと結果
閣議決定 P. C. 7355	1945年12月15日	16歳以上の日本国籍者、帰化英国臣民、および生来のカナダ市民。	「本国送還」を申請し、所定の期限までにその申請を取り下げなかった個人（その妻および子供を含む）に対し、労働大臣が強制送還命令を発令することを認めた。
内閣令 P. C. 7356	1945年12月15日	日本系の帰化英国臣民。	P. C. 7355に基づき国外退去処分を受けた帰化英国臣民は、出国と同時に自動的に英国臣民の地位およびカナダ市民権を失うこととした。
閣議決定 P. C. 7357	1945年12月15日	日本国籍者、帰化者、および日本系生まれの市民。	日系カナダ人の忠誠心および戦後の協力を調査するための連邦委員会の設置を義務付け、国外追放および市民権剥奪の対象となる個人を推薦する権限を与えた。

これらの内閣令は、行政権の異例の拡大を意味し、内閣が司法裁判や議会の審議を経ることなく、生まれながらのカナダ市民を国外退去させ、帰化者をその地位から剥奪することを可能にした。キング首相は1945年12月17日、議会においてこれらの措置を擁護し、戦争という特殊な状況と問題

の「特異な性質」により、通常の移民法が許容する範囲よりも広範かつ迅速な対応が必要であると主張した。

2.4 戦略的な法的抵抗と憲法上の介入

国外退去命令の公布は、即座に一般カナダ人の道義的な怒りを引き起こし、カナダ全土の市民的自由擁護者、宗教団体、法学者らによる広範な連合を促した。批判者たちは、カナダ市民の大量国外退去を、基本的な憲法上の権利の危険な侵食であると非難し、連邦政府の権限に異議を唱える組織的な運動を開始した。この抵抗運動の中心となったのは、トロントを拠点とする「日系カナダ人協力委員会」であり、主要なキリスト教教会、労働組合、全国女性協議会、カナダ・ユダヤ人会議など、30以上の組織を包含するまでに成長した影響力のある連合体であった。

協力委員会は、日系カナダ人民主義委員会と連携し、収容所内において、配置担当官が日系人に宣誓供述書への署名を強制した証拠を集めた。さらに、カスロを拠点とする『ニュー・カナディアン』のような出版物に影響を及ぼしていた戦時中の厳しい検閲を回避するため、同委員会は独立系雑誌『ニセイ・アフエアーズ』を創刊し、全米の日系二世（ニセイ）による抵抗運動を調整した。

連邦政府が1946年1月中旬に最初の強制送還便を予定した際、バンクーバーの弁護士ロバート・J・マクマスターが率いる協力委員会の法務チームは、政府の計画に戦略的な弱点を見出した。強制送還命令自体は行政権によって保護されているものの、乗船前の個人の拘束については、戦後の状況下でも争うことができると気づいた。マクマスターは、数百件もの人身保護令状⁴を個別に申し立てることをほのめかした。この組織的な法的介入は、政府の綿密に計画された海上輸送プログラムを完全に混乱させる恐れがあった。

人身保護令状を巡って、世間の注目を集める法廷闘争が予想されたため、ルイ・サン・ローラン司法大臣とF・P・ヴァーコー次官は、日系カナダ人の日本送還の閣議決定の合憲性を、カナダ最高裁判所に直接付託することが政治的に賢明であると結論付けた。その結果生じた付託事件

「*Reference Re Persons of Japanese Race*」（アンドルー・ブリウインとJ・R・カートライトが弁論を担当）は、戦時措置法に基づく行政府の緊急権限が、カナダ市民の国外退去および国籍剥奪にまで及ぶかが争点となった。ブリウインは、「強制送還」という用語は法的に外国人の送還に限定されており、市民を国外退去させることは、カナダのコモン・ローおよび国際法の双方に違反すると主張した。国際法では、民間人の強制移送が戦争犯罪として分類されていたばかりであった。

1946年2月20日、カナダ最高裁判所は、意見が大きく分かれ、複雑な判決を下した：

- **日本国籍者および帰化市民**：裁判所は、外国人および帰化した英国臣民の国外退去は憲法上有効であると満場一致で判断した。
- **カナダ生まれの市民**：5対2の賛成多数で、裁判所はカナダ生まれの日系カナダ人市民を国外退去させることの有効性を認めた。
- **妻と子供**：4対3の僅差の判決で、裁判所は、他のカテゴリーでは国外退去の対象とならない扶養されている妻や子供を強制的に国外退去させることを認めたP.C. 7355の規定は、内

閣の法的権限を超えた (*ultra vires*) ものであるから、扶養家族である妻や子どもは強制送還できない、と裁定した。

この意見が大きく分かれた判決は、その後、当時カナダの最高上訴裁判所であったロンドンの枢密院司法委員会に上訴された。1946年12月2日、枢密院は3つの内閣令すべてが完全に権限内 (*intra vires*) であると宣言し、国家緊急事態においては、カナダ議会と内閣が国家の安全を守るために事実上無制限の立法権限を有し、国際法やコモン・ロー上の市民権の原則を凌駕すると結論付けた。

この裁判で、日系人の日本送還に反対する勢力は、法的には完敗したものの、訴訟が長期化したことで、日系人の大量強制送還を1年以上遅延させることができた。この間、世論は劇的に変化した。主要紙や、共同連邦党 (CCF) 全国委員長フランク・スコットのような政治家、そして影響力のある上院議員らが、政府の措置を「市民権の茶番劇」として公然と非難し始めた。カナダ市民に対する大規模な強制追放を実行することはもはや政治的に成立し得ないと悟ったマッケンジー・キング政権は、1947年1月24日、追放に関する内閣令を正式に廃止した。

2.5 追放措置の実施、出国、および追放者の人口統計

国外退去命令は1947年初頭に撤回されたものの、連邦政府は1946年の間にすでに4,000人近くを日本に強制送還していた。1946年5月31日から12月24日にかけて、カナダ政府がチャーターした5隻の米国軍輸送船がバンクーバーを出港し、3,964人の日系カナダ人を戦禍に荒廃した日本へと運んだ。

船名	出航日 (1946年)	強制送還者数	主な人口統計および収容所出身地
SS マリン・エンジェル	5月31日	672	タシミ収容所から直接送還された自発的および強制送還者 565 名を含む。
SS ジェネラル・メイグス	6月16日	1,100	タシミの居住者を除き、自発的および強制的な追放者で構成されていた。
SS ジェネラル・メイズ	8月2日	1,377	タシミ収容所からの追放者 157 名を含む。

船名	出航日 (1946 年)	強制送 還者数	主な人口統計および収容所出身地
SS マリ ン・ファ ルコン	9 月	500	ブリティッシュ・コロンビア州出身者が 421 名、 残りはアルバータ州、サスカチュワン州、マニト バ州、オンタリオ州、ケベック州出身者である。
5 隻の合計	5 月 31 日～ 12 月 24 日	3,964	51%が生まれながらのカナダ市民、34%が日本国籍 者、15%が帰化カナダ市民である。

追放された人々の人口構成は、この政策の過酷さを浮き彫りにしている。日本へ送られた人々の半数以上は、日本に足を踏み入れたことのないカナダ生まれの市民であり、その中には、人種的出自という理由だけで法的に「本国送還者」と分類された数百人の 10 代の若者や子供たちも含まれていた。

2.6 追放の現実：国境を越えた困窮と離散

日本へ追放された人々は、長年の戦争によって完全に荒廃し、連合国軍に占領された国に到着した。航海そのものが極めて過酷であり、多くの送還者は、長い太平洋横断の間に激しい船酔いに見舞われた。東京湾の浦賀および横須賀の送還センターに上陸すると、送還者たちは即座に絶望的な状況に直面した。深刻な食糧不足に苦しむ地元の日本人は、到着する列車に群がり、強制送還者たちに食料を物乞いするのが日常茶飯事だった。

帰還センターから、人々は列車で、福岡、広島、鹿児島、三尾、大阪、東京などの県にある先祖代々の村へと向かった。生涯をカナダ人として過ごしてきた多くの二世にとって、日本を通る旅は深いトラウマとなった。広島を通過した際、ロイ・ウエダは、粗末な木材と仮設の避難所が散らばる、完全に更地と化した荒れ地を目撃した。同様に、マーガレット・エトも、列車に乗り込もうとする原爆被爆者たち、彼女は彼らを「傷だらけで、髪もなく、骸骨のような姿」と表現した、に恐怖を覚えたと回想している。熊谷弘は、戦後の東京を、赤いタン屋根の小屋が立ち並ぶ広大で平坦な風景であり、街の一方からもう一方までがはっきりと見渡せる場所だったと述べている。

戦災で破壊された環境だけでなく、送還者は深刻な経済的困窮、飢餓、そして社会的疎外に直面した。カナダでの資産をすべて清算させられたため、各家庭には頼れる貯蓄も資金もなかった。追放生活の初期は、飢餓や病にまつわる悲劇的な物語に彩られていた。1947 年 11 月、13 歳の浦田キクエは日本で餓死し、タシミ収容所を出る直前に 3 歳の娘トミコをスマロ川で溺死させた悲劇に見舞われていた川下一家は、長年にわたり極度の貧困と栄養失調に苦しんだ。社会的には、追放者たちは地元住民から拒絶された。住民は彼らを「真の」日本人ではなく外国人として見なし、送還された日系人は互いに支え合うために社会の周縁部に集まることを余儀なくされた。

さらに、戦後のカナダへの帰国は極めて困難だった。帰国を希望する送還者は、東京のカナダ大使館で「国籍の明確化」を申請せざるを得なかったが、そこで差別的な障壁に直面した。貧困状態にある場合、政府資金による帰国旅費を受け取れた欧州系カナダ人とは異なり、日系カナダ人は新規移民のように扱われ、カナダに帰国するには、カナダで公的扶助の対象にならないことを保証する保証人が必要とされた。こうした家族たちの絶望は、第一次世界大戦の退役軍人である小林良一の息子たちの事例に如実に表れている。家族には帰国旅費を捻出する余裕がなかったため、彼の息子4人は、軍が費用を負担する無料の帰国手段を確保するためだけに、朝鮮戦争でカナダ兵として志願したのだ。

2.7 組織的な財産剥奪と戦後の補償の不十分さ

カナダ政府は、日系カナダ人の物理的な追放と並行して、コミュニティの組織的な経済的破壊を行った。1942年に日系カナダ人がブリティッシュ・コロンビア州の制限地区から追放された際、日系カナダ人の財産や私物は連邦政府の敵性財産管理官事務所に没収された。政府当局者は、資産は安全のために保護信託として保管されるとコミュニティに公に保証したが、バンクーバーのロイヤル・バンク・ビルディングを拠点として活動していた管理官事務所は、すぐに住民から財産を恒久的に剥奪するための行政本部となった。

1943年以降、連邦政府は日系カナダ人の不動産、商業施設、農場、私物、漁船のすべてについて、強制的な売却を承認した。これらの強制売却は所有者の同意なしに行われ、資産は常に実際の市場価値のほんの一部で売却された。売却益はその後、敵性財産管理官事務所の日系カナダ人の個人口座に預け入れられ、政府はそこから収容所内の被収容者の食費や宿泊費を毎月差し引いた。これにより、日系カナダ人は事実上、自らの違法な監禁の費用を負担させられることになった。

この制度の下で没収・換金された不動産に関する具体的な事例研究は、この財産剥奪の規模と影響を如実に物語っている：

事例研究または家族	カナダでの出身地	財産剥奪／収容の経緯	戦後の経験と日本への亡命
イワサキ・トラゾウ	ブリティッシュ・コロンビア州ソルトスプリング島	590.5 エーカーの土地を所有していたが、これは敵性財産管理官に没収され、彼の抗議にもかかわらず売却された。	戦時中に受け取ったのはわずか5,000ドルだったが、後に米国バード委員会から異議を唱えつつも7,000ドルの賠償金を認められた。1967年に訴訟を起こしたが、最高裁で敗訴し、悔しさを抱えたまま亡くなった。
マイカワ・ヨシミ・スーザン	ブリティッシュ・コロンビア	カナダで抑留された。組織的な財産剥奪により、家族には	日本へ追放され、そこで、国内の日本人から拒絶されたため、強制送還された者たちが互いに

事例研究または家族	カナダでの出身地	財産剥奪／収容の経緯	戦後の経験と日本への亡命
	ア州カンバーランド	貯蓄も仕事も住まいも残されていなかった。	頼り合うしかなかったことを目の当たりにした。その後、カナダに戻った。
ロイ・ウエダ	ブリティッシュ・コロンビア州バンクーバー	ブリティッシュ・コロンビア州スロカンに収容。13歳の時に、未亡人となった父と2人の姉妹と共に強制送還された。	広島の惨状を目の当たりにし、英語力を活かして米占領軍で働いた後、カナダへ帰国した。
コバヤシ・リョウイチ	ブリティッシュ・コロンビア州バンクーバー	第一次世界大戦の退役軍人。日本へ強制送還され、家族は極度の経済的困窮を経験した。	1957年、当初はカナダへの帰国を拒否されたが、4人の息子がカナダ兵として朝鮮戦争に従軍し、カナダへの帰国を確保した。
カワシター家	ブリティッシュ・コロンビア州タシュメ強制収容所	過酷な環境下で抑留され、3歳の川下富子がスマロ川で溺死した。	日本へ追放され、娘の久仁子と残された家族は、長年にわたり極度の貧困と深刻な栄養失調に苦しんだ。

例えばソルトスプリング島では、11件の不動産が管財人によって没収された。その中には、イワサキ・トラゾウの590.5エーカーの土地も含まれていた。政府に数多くの抗議文を送ったにもかかわらず、岩崎の土地は本人の意思に反して売却された。抗議の意を示すため、イワサキは当初、補償金の小切手の換金を拒否した。激しい圧力の下、政府は1947年に「日本人請求に関する王立委員会」（バード委員会）を設置し、経済的損失の調査を行った。しかし、同委員会は調査範囲が狭く、強制売却の合法性の調査を拒否し、実際の市場価格ではなく、戦時中の減価した評価額に基づいて請求者に補償を行った。イワサキは最終的に、当初の5,000ドルに加えて7,000ドルの追加補償を認められたが、抗議の意を込めてこれを受け入れた。数十年後の1967年、80歳になった岩崎はカナダ政府を正式に提訴したが、カナダ最高裁で敗訴し、悔しさを抱えたままこの世を去った。

2.8 憲法上の遺産と救済運動

日系カナダ人に対する組織的な財産の没収と日本への強制送還は、コミュニティに永久的な傷跡を残し、カナダの法的状況を一変させた。家屋を含む財産の強制売却のため、1949年4月1日に移動制限がようやく解除された際、日系カナダ人には戻るべき家も、地域社会も、事業もなかった。その結果、バンクーバーのパウエル・ストリートのような歴史的な集落は永久に破壊されてしまった。何十年もの間、コミュニティは強制収容時代の沈黙、恥、そして経済的荒廃と共に生きてきた。

しかし、強制退去命令に対する法的闘争は、カナダにおける現代の人権運動の始まりでもあった。戦時措置法に基づく内閣令によってカナダ国籍が剥奪され、市民が追放され得るという認識は、戦後の法改正派を奮起させた。カナダ法のこの制度的欠陥は、1960年のカナダ人権法案の起草、そして1982年のカナダ人権自由憲章の制定に直接的な影響を与え、人種的出自に基づく恣意的な追放や国籍剥奪が違憲であることを保証することとなった。

数十年にわたる地域組織活動と啓発活動を経て、全カナダ日系人協会は正式な謝罪と和解を、カナダ連邦国家から勝ち取った。1988年9月22日、ブライアン・マルルーニー首相は下院において、戦時中の不正、抑留、強制送還について公に謝罪した。この歴史的な補償措置には、生存する強制収容所経験者一人あたり2万1000ドルの支払い、国外退去させられた者へのカナダ国籍の正式な回復、コミュニティ支援のための全カナダ日系人協会への1200万ドルの拠出、そして構造的な人種差別の撤廃に取り組む「カナダ人種関係財団」の設立に向けた2400万ドルの拠出が含まれていた。この和解は、第二次世界大戦中および戦直後の国家による深刻な道義的・憲法上の過ちに対する、不完全ながらも極めて重要な承認となった。

3. 3,963人の強制送還者の実態

3.1 送還者の家族数

歴史的資料や連邦公文書館には、明確な「世帯」や「家族」の数が記載されていない。これは、カナダ政府による強制調査およびその後の追放記録が、戦時措置法の下で人々を個別の「申請者」や「扶養家族」として追跡していたためである。

しかし、船の乗客名簿の人口統計を分析することで、これら3,964人がどのように家族単位に編成されていたかについて、極めて正確な内訳を把握することができる。3,964人のうち圧倒的多数は単独で移動したわけではなく、多世代にわたる家族単位で強制送還されたのである。送還者の人口統計的内訳は、この家族構造を明らかにしている。

- 1,308人は16歳未満の子供だった。これらはカナダ生まれの日系二世であり、両親に完全に依存しており、家族が追放される際、法的な発言権はなかった。
- 残りの2,656人は成人で、高齢の一世の親と、戦争で荒廃した日本へ、心身ともに弱った親に付き添う文化的・道義的義務を感じた、カナダ生まれの10代から成人までの子供たちに分かれていた。
- 連邦政府の要約資料には、決定的な公式の「家族数」登録簿は存在しないが、台帳を研究する歴史家たち（カナダ国立公文書館や「*Landscapes of Injustice*」プロジェクトに携わる者らなど）は、家族単位の総数を800から1,000と推定している。この推計は、1940年代

の日系カナダ人世帯の平均的な規模に基づいている。通常、両親と2人から4人程度の子供や扶養家族で構成されていた。

- これらのデータによると、送還船に乗ることになった家族は、収容所の中で最も崩壊しやすく、脆弱な世帯であったことが多い。その中には、別の強制労働収容所に移ぎ手を失った一人親世帯、英語力が限られ、ロッキー山脈の東側で一からやり直すにはあまりにも貧しいと感じていた高齢の夫婦、そして戦争勃発時に日本に取り残された親族との再会を試みていた家族などが含まれていた。

3.2 送還者の資産分析

日系カナダ人の財産剥奪に関する最大規模の学術研究である「*Landscapes of Injustice*」プロジェクトは、1946年の追放者名簿を、検索可能な大規模な日系人の財産データベースに統合した。

送還船の乗客名簿を敵国財産管理官事務所の案件ファイルに直接リンクさせることで、送還者と財産の喪失と送還の間に直接的な相関関係があることを明らかにした。

- 資産要因：
データによると、純資産が少ない家族、あるいは漁船や小規模農場などの財産が敵性財産管理官によってほぼ無価値で完全に換金されてしまった家族が、乗船名簿において著しく多くを占めていたことが明らかになった。
- 地理的クラスター：
送還船の乗船名簿に記載された戦前の住所を追跡した結果、研究者たちは明確な集積地域を発見した。例えば、乗船名簿に名を連ねる家族の多くは、もともとスティーブストン（漁業）やフレーザー・バレー（ベリー栽培）のような、結束の固い単一産業のコミュニティ出身者だった。1943年に政府によって生活の糧となる資産が永久に売却された際、これらの家族はロッキー山脈以東への移住に必要な資金を失い、事実上、交換船に乗ることを余儀なくされた。

3.3 交換船の乗客の人口統計（5回の航海）

乗客名簿のアーカイブ分析によると、1946年5月から12月にかけての5回の航海において、乗客の人口統計的および心理的構成は劇的に変化したことが示されている：

航海 / 日付	主たる船舶	主な人口統計的特徴
第1・第2航海 (1946年5月・6月)	SS ジェネラル・M・メイグス号	独身男性、国家主義の支持者、そしてアングラー捕虜収容所の出身者で、受けた扱いに深く憤慨している者たちが大部分を占めていた。

航海 / 日付	主たる船舶	主な人口統計的特徴
第3・第4便 (1946年8月・10月)	<i>SS</i> ジェネラル・ <i>M</i> ・メイグス号 / <i>SS</i> マリン・ファルコン	乗船者層は 家族単位 へと劇的に変化した。この数ヶ月間の乗船名簿には、家族収容所（スローカンやニューデンバーなど）で暮らしていた女性、乳幼児、学齢期の子供たちが最も多く含まれている。
第5便 (1946年12月)	<i>SS</i> ジェネラル・ <i>M</i> ・メイグス	歴史的に「最後の船」として知られる。乗船名簿によれば、このグループの大部分は、最高裁で法的な争いが始まった後、帰国申請の取り消しを必死に試みた人々で構成されていたが、世論の反発により政府が政策を停止する前に、結局船に乗せられてしまった。

3.4 収容所からバンクーバーへ

1946年、内陸部の収容所からバンクーバー沿岸へ、そして日本への強制送還のための船に乗り込む場所へと向かう日系カナダ人の移動は、主に労働省を通じてよって組織的に行われた。収容所の場所に応じて、送還者をバンクーバーへ運ぶために主に2つの輸送手段が用いられた：

3.4.1 クートニー・バレーの収容所（スロカン、レモン・クリーク、ポポフ、ベイ・ファーム）からの輸送（ ）

ブリティッシュ・コロンビア州南東部に位置するクートニー地域の鉱山は、主に鉄道輸送に依存していた。スローカン・シティは、スローカン・バレー周辺の鉱山にとって、主要な中継・物流・選鉱の拠点として機能していた。これら廃山の鉱山町やその周辺の収容所から、バンクーバーまでの鉄道輸送は次のような経路をたどった。

- スロカン・シティ駅：
 レモン・クリーク、ポポフ、ベイ・ファームなどの収容所から送られてきた収容者たちは、箱詰めされた荷物や所持品を携えて、自動車ですロカン・シティの駅ホームに集められた。
- バンクーバーへの鉄道の旅：
 彼らはスロカン・シティから直接、カナダ太平洋鉄道（CPR）の旅客列車に乗り込んだ。これらの列車（その多くはケトル・バレー鉄道の路線を走行した）は、追放された家族たちを山々を越えてバンクーバーへと直接運んだ。列車のルートは、スロカン・シティ、キャッス

ルガー、ミッドウェイ、ロック・クリーク、マイラ・キャニオン、ペンティクトン、プリンストン、ブルックミア、コキハラ峠、ホープ、バンクーバーであった。

3.4.2 タシミ（ホープ近郊）からの

タシミは最大の収容所であり、バンクーバーにも近かった（ホープ・プリンストン・ハイウェイ沿いのホープの南東 14 マイル）ため、自動車による道路輸送が主要な手段であった。

- バスとトラック：
1946 年 5 月 31 日に出発したグループのような大規模な移動の際、政府はバスをタシミのキャンプに直接手配した。家族たちはこれらのバスに乗り込み、バスはフレイザー・バレーを南下してバンクーバー市内へと直行した。
- ホープ駅：
その他のケースでは、タシミからの強制送還者は、近くのホープ町にあるカナダ国鉄（CNR）の駅まで移送され、そこでバンクーバー行きの列車に乗車した。

3.4.3 バンクーバー・ウォーターフロントへの到着

列車であれバスであれ、強制送還者はバンクーバー港へ直行した。列車や輸送車両でカナダ太平洋鉄道（CPR）のピア A へ運んだ。強制送還者は、埠頭で RCMP（カナダ王立騎馬警察）および労働省の職員による手続きを受けた後、待機していた米陸軍委託の輸送船（SS マリン・エンジェル号や SS ジェネラル・メイグス号など）に直ちに乗船し、太平洋横断の航海を開始した。

3.5 帰国した日系カナダ人の経済的苦境

日系カナダ人の強制送還者は、日本へ現金を持ち込むことは許されたが、連合占領当局によって課された厳しい資金制限、極めて不利な為替レート、そして厳格な銀行規制に直面し、極度の経済的困窮に陥った。

- 厳しい現金制限：
戦禍に荒廃した日本に上陸すると、強制送還された人々は多額の現金を所持することを禁じられた。1 人あたり 1,000 円のみを現金に換金し、受け取ることを許可された。
- 凍結された口座：
カナダから持ち込んだこのわずかな現金制限を超える追加資金は、凍結された銀行口座に入れられ、法的に手を付けたり引き出したりすることが禁じられた。これにより、多くの家族は、形式上は貯蓄があるにもかかわらず、実質的に無一文の状態に追い込まれた。
- 壊滅的な為替レート：
彼らが両替を許可された金額は、占領当局が定めた 1 カナダドル＝13.5 円という公式レートで換算された。このレートは、カナダ・ドルの実際の市場価値の 3 分の 1 にも満たなかった。その結果、強制送還者たちは、両替というプロセスだけで資産価値の 50% から 80% を失うことになった。
- 不十分な政府給付金：
カナダでの財産をすべて没収され、個人の貯蓄も残っていなかった被送還者にとって、唯一

の生活手段はカナダ政府から支給されたわずか 200 ドルの給付金だけだった。このわずかな金額は、戦後の日本を襲った猛烈なインフレと深刻な食糧不足によって、すぐに無価値なものとなってしまった。

3.6 オスカー・オア報告書

3.6.1 オスカー・オア中佐

日本へ送還された日系カナダ人が直面した困難は、オスカー・オア中佐によって記録され、カナダ政府に報告された。彼の報告書の集大成は「オスカー・オア報告書」と呼ばれている。

オスカー・オア中佐は、戦後の日系カナダ人の日本への追放において、独特かつ複雑で、極めて示唆に富む役割を果たした。

1946 年 4 月、オア中佐はカナダ戦争犯罪連絡分遣隊（極東）の責任者として来日し、横浜および香港での裁判において、日本の「軽微な」戦争犯罪者の捜査と起訴を担当した。しかし、東京に駐在中、カナダ政府は彼に副次的な行政任務を課した。それは、*S. S. マリン・ファルコン*号や *S. S. ジェネラル・M・メイグス*号などの船で到着する約 4,000 人の追放された日系カナダ人を受け入れるため、労働省の主要な連絡担当官を務めることだった。

1946 年から 1947 年にかけて、オアはオタワの国防省および労働省に対し、一連の公式報告書を送った。これらの文書、総称して「オスカー・オア報告書」として知られる、は「強制送還」政策がもたらした差し迫った結果を目の当たりにしたカナダ軍高官による、稀有な第一次資料を提供していることから、歴史家たちから高く評価されている。

3.6.2 オア報告書から明らかになった主要な事実

オア中佐の報告書は、荒廃し占領下の日本に到着した日系人家族の、身体的、心理的、そして経済的な状況について、厳しい実態を描き出している。

3.6.2.1 経済的破綻（為替レートの罫）

オア報告書で最も繰り返し警告されていたのは、連合軍占領軍によって施行された破滅的な銀行・通貨規制に関するものであった。

- カナダ政府は、追放された人々に、1 ドル=13.5 円という公式の固定レートで、生涯の貯蓄を日本円に換金するよう強制した。
- オアはオタワに対し、この人為的なレートは現地市場におけるドルの実質価値の 3 分の 1 にも満たないと報告した。彼は、カナダ人家族が「1 ドルにつき約 80 セントを失っている」と述べた。
- 彼は、将来の強制送還者たちが「持ち金の大部分を奪われる」ことを防ぐため、送金方法の停止または変更を政府に正式に要請した。

3.6.2.2 悲惨な状況と手荷物の紛失

オアは、到着者の手続きと所持品の取り扱いを担当していた。彼は、送還者の私物に関して大規模な行政上の不備があったことを記録している：

- 送還者たちは太平洋横断の旅による肉体的負担に苦しみ、極めて劣悪で不安定な状態で到着した。
- 手荷物の紛失、盗難、あるいは甚大な損傷に関する問題が蔓延している。ブリティッシュ・コロンビア州で既に家を失っていた家族が、今や輸送中に残された最後の私物が破壊されたり紛失したりしている。

3.6.2.3 カナダ生まれの若者たちの絶望

オアは、カナダ生まれで、カナダ市民である子供や10代の若者たちに細心の注意を払った。1946年の到着に続く報告の中で、彼は次のように記している。

「若年層の大多数、特に10代の若者たちは明らかに落ち込んでおり、皆、一刻も早く帰国したいと願っていた……10代のグループのほとんどは、支給された食事を口にすることができなかった。」

彼は、カナダの食文化の中で育ったこれらの若いカナダ人たちが、戦後日本の過酷な現実、配給制、荒廃した光景に直面し、明らかに強い衝撃を受けていると指摘した。オアはオタワに対し、今後の避難民の支援においては、通貨よりも食料や衣類の提供に重点を置くよう強く助言した。

3.6.3 報告書の歴史的意義

日系カナダ人の財産剥奪という歴史において、オスカー・オア報告書が重要なのは、バード委員会 (Bird Commission) の調査範囲から完全に外れていた日本への強制送還者の喪失の実態を捉えているからだ。

バード委員会 (1947-1950年) が調査を、カナダ国内の敵性財産管理官による欠陥のある強制財産売却に厳格に限定していたのに対し、オアの報告書は、強制送還の過程そのものにおいて、国家の手によって送還者家族が被った、その後の補償なき経済的破綻を捉えている。

3.6.4 記録の所在

オアが送付した原本の記録および書簡は、オタワのカナダ国立公文書館 (LAC) に保存されている。これらは労働省の文書群内に収められている：

- アーカイブ参照番号：RG 27、第 669 巻、ファイル 23-2-17-20 (タイトル：日本部門。隔離と本国送還。日本におけるカナダ人送還者の受け入れ。1946年～1947年6月)。
- これらの特定のファイルに関するデジタル化された転写文および学術的分析は、「Landscapes of Injustice Digital Repository」(キーワード：Oscar Orr) を通じてオンラインで閲覧可能だ。

3.6.5 オスカー・オアによる報告書の例

連合国軍最高司令部総司令部

日本、東京 1946年12月17日

カナダ・オンタリオ州オタワ、国防省事務次官。

宛先：戦争犯罪調査課

カナダからの日本人帰国者。米村誠三の荷物

労働省宛て。

2. 12月11日付と思われる、番号なしの紛失手荷物に関する電報について。本電は国防省からのものだが、その発端は間違いなく労働省にある。
3. 荷物が短期間保管されていた栗浜にて捜索を行ったが、当該荷物はそこにはない。同じ地区へ向かう他の知人が、荷物を自分たちへ送るよう手配した可能性が高い。現在、調査中である。受取人として名指しされた吉岡朝次郎は、自分が名目上の受取人であること以外、この荷物について何の連絡も受けていないと主張している。
4. この男は、帰国しないことを決めたことを非常に幸運だと考えているかもしれない。たとえ荷物を回収できなくても、帰国した者たちよりははるかに恵まれた状況にあるだろう。この件に関して、私は、将来帰国する人々が、為替や銀行規制を口実に、アメリカ政府や日本政府のいずれかによって資金の大部分を奪われることのないよう、誰かに適切な申し入れを行うべきだと考える。実際のところ、日本人がカナダを離れる際に持ち出す資金は、送金される過程で実質価値のほんの一部にまで目減りし、さらにその上、一人当たり1,000円を除く全額が日本政府によって凍結口座に預け入れられる。この「凍結」とは、預金者が残高が記載された通帳を受け取るものの、毎月定められた額以外を引き出すことができないことを意味する。この定められた月額は生活に必要な額よりかなり少なく、彼らが稼いだ金に加えてこれを引き出すことが許されているのかどうかは定かではない。
5. 私は時折、こうした帰国者たちと接触したり、手紙で連絡を取り合ったりしている。彼らの多くは十分な食料を確保するのに苦労している。また、占領軍などに就職できた幸運な者もいるが、彼らでさえ、給与の一部しか現金で引き出せず、残りは再び凍結口座に預け入れられるため、就職してもあまり助けにはならない。日本人はすでにこのいわゆる「凍結口座」の経験を一度味わっているため、今では必要以上に銀行を利用することを控えている。
6. 帰国者がこの国に来てからの身に何が起ころうとも、それはカナダ政府の関知するところではないと言われるかもしれないが、私の理解では、未成年者の多くはカナダ市民であり、彼らの話によれば、機会があれば将来もこの権利を維持するつもりであるようだ。第二に、現時点ではカナダの資金が、米国政府あるいは日本政府のいずれかを補助するために使われているように思われる。際立った事実が一つある。すなわち、カナダから流出する資金の大部分は、実際には帰還者の利益にはなっていないということだ。
7. これは厳密には軍事問題ではないが、私は現地の人々と多少密接な連絡を取っており、その多くを個人的に知っている。実際、元従業員から食料の入手困難さなどを伝える手紙をちょうど受け取ったところであり、この情報は伝達されるべきだと考える。

(署名) (オスカー・オア) 中佐 担当官

4. カナダ系日本人帰還者のカナダへの帰還

戦後の荒廃した日本へ強制送還された日系カナダ人の、カナダへの帰国は、遅々として進まず、困難を極め、数十年にも及ぶプロセスであった。カナダ政府は彼らから市民権を剥奪し、帰国に向けた行政的・財政的支援を一切提供しなかったため、追放された人々は、並外れた機転、地域社会のネットワーク、そして刻々と変化する移民法を駆使して、自らの力で帰国を成し遂げなければならなかった。

カナダへの物理的・法的な帰還の道のりは、いくつかの異なる形で進められた：

4.1 連合占領ルート（二世の抜け穴）

最も早い時期の帰国者たちは、1940年代後半の占領下の日本における飢餓と貧困から逃れるため、独自の言語能力を活用した。

- 雇用の確保：
カナダ生まれの成人二世（二世）の数百人は、英語と日本語のバイリンガルであった。東京でダグラス・マッカーサー将軍が率いる連合占領軍（GHQ/SCAP）は、通訳、タイピスト、事務員を切実に必要としていた。
- 資金の獲得：
これらの日系カナダ人は、米国および英連邦の占領軍において比較的給与の高い職を得た。これにより、彼らは戦後の経済崩壊を乗り切ることができ、さらに重要なことに、カナダへの帰還に必要な高額な太平洋横断の商船や航空機の運賃を賄えるだけの米ドルを貯めることができた。

4.2 有効なカナダパスポートを利用した

カナダ政府は「本国送還」書類に署名した者の市民権を体系的に剥奪しようとしたが、船の乗客名簿上には重要な法的区別が存在した：

- カナダ生まれの市民：
追放者のうち2,000人以上はカナダ生まれの市民であり、1,300人以上は法的に市民権を放棄できない16歳未満の子供たちであった。
- 多くの若年成人は、カナダでの出生を証明する書類やパスポートを保管していた。1949年4月に、カナダの戦時中の極めて制限的な法的措置が完全に失効し、日系カナダ人ようやく完全な移動の自由と選挙権が認められると、有効な市民権書類を所持する彼らは、帰国ビザを取得するために東京のカナダ外交公館に直接申請し始めた。

4.3 「連鎖」家族呼び寄せの波

カナダで帰化した第一世代の移民（日本生まれの一世）は、カナダ政府が国外退去の際に市民権を完全に剥奪しており、カナダ法の下で「外国人」となっていた。彼らは単に帰国の航空券を買うだけでは帰ることができなかった。

- 戦略：
家族は、時間を置いて連鎖移住の形で帰国せざるを得なかった。カナダ生まれの成人した子供たち（二世）が、まず就労ビザやパスポートルートを通じてカナダへ戻った。
- スポンサーシップ：
カナダでの生活を再建した後、多くの場合、オンタリオ州やアルバータ州で働いたり、徐々にブリティッシュ・コロンビア州の海岸部に戻ったりしながら、これらの子供たちは、長年にわたり資金を貯め、戦後の移民制度の下で、高齢の両親や兄弟姉妹を合法的にカナダへ呼び寄せるためのスポンサーとなった。

4.4 地元コミュニティからの直接支援

カナダに残った日系人のコミュニティは、送還者のカナダ帰国への資金調達と組織化において極めて重要な役割を果たした。

- 全カナダ日系カナダ人市民協会（NJCCA）や様々な教会団体といった戦後の組織は、日本に残された亡命者たちと直接的なつながりを維持していた。
- 彼らは救援基金を設立し、広島や志賀などの地で苦境に立たされている家族に食料や衣類の支援物資を送り、また、帰国者が到着時に国境管理事務所を通過するためにカナダ移民当局が要求する、住居や仕事の提供といった法的・経済的な保証を提供した。

4.5 1988年の補償合意（最終的な法的権利回復）

何十年も日本に足止めされていたり、複雑な入国管理制度をうまく乗り切れなかったりしていた最後のグループにとって、1988年9月22日に署名された「日系カナダ人補償合意」によって、ついに扉が開かれた。

- この歴史的な謝罪の一環として、連邦政府は、1946年の追放の際に不当に国外追放されたり市民権を剥奪された生存者、およびその直系の子孫に対し、カナダ国籍を正式に回復させた。これにより、残っていた高齢の追放者とその家族は、完全な市民として自由にカナダへ帰国できるようになった。

5. カナダに帰国した日系カナダ人の数

最終的にカナダに戻った送還日系カナダ人の正確な人数を把握することは困難である。カナダ政府が帰国を追跡する公式な記録を残していなかったためだ。

2万2,000人の送還者のうち、連邦政府の「ロッキー山脈の東へ行くか、日本へ帰るか」という方針の下、1946年5月から12月にかけて5回の送還船で日本へ追放された日系カナダ人は3,964人であった。

送還者の3分の2は、出生または帰化によるカナダ市民であった（16歳未満の子供1,300人以上を含む）ため、追放された人口の大部分は、政治情勢が変化すれば帰国する法的権利を有していた。

歴史家は、何人が帰国したかを把握するために、以下の推計値を参考にしている：

5.1 主な推計値

- 50%の推計（約2,000人）：

最も広く受け入れられている推計は、日系カナダ人の学者、特にアーキビスト兼歴史家の鹿毛達夫氏による歴史研究とオーラル・ヒストリーに基づいている。鹿毛氏は、1988年日系人補償合意の個人補償を、日本在住の日系カナダ人に説明するためのカナダ日系人協会の使節団の一員として、訪日したが、その際に戦後、「在日日系カナダ人協会」（追放者たちによって結成された組織）の会長を務めた井出一氏をインタビューして、次のような井手氏の推定を聞いた。

- 1989年までに送還された日系カナダ人の半数はカナダに戻った。
- 1989年現在、日本に残る追放日系人は750名から1,000名ぐらい。
- 1949年から1989年までに在日日系カナダ人の800名ぐらいが死亡した。
- 1989年現在、約200から250名ほどの足止め日系カナダ人が日本にいる。

5.2 補償合意後の集計

この使節団は日本滞在中に約700名の日系カナダ人と連絡をとれた。また、鹿毛氏によると、日系カナダ人ロイ・イトー氏が、1993年1月13日付けの手紙を日系カナダ人補償事務局からもらい、この手紙には「日本在住の日系カナダ人1,337人から補償金の申請があり、1,123人に支払われた」と書いてあったと述べている、としている。1988年までに死亡していた800名が存命であれば、申請者は2,137名になっていたので、1988年までにカナダに帰国した送還日系人は、 $3964 - 2137 = 1827$ となる。

- これらの推定値を考慮して、送還日系人3,964名のうち、1988年までに約半数がカナダに帰国し、約800名が日本で死亡し、約1,000名が日本で生活していたとするのが妥当であろう。

5.3 帰還の経緯

帰還は単一の大量移住ではなく、明確な波を成す、数十年にわたる緩やかな帰還の流れであった。

- 連合占領期（1940年代後半～1950年代）：
帰国した二世（カナダ生まれの二世）の多くは英語と日本語の完全なバイリンガルであったため、戦後の荒廃した東京において、連合占領軍（GHQ）の下で高給の職をすぐに見つけることができた。これらの職で貯めた資金は、1950年代初頭に移民制限が緩和され始めるとすぐに、カナダへの船旅や航空券を購入するために必要な初期資金となった。
- 家族呼び寄せの波：
多くの親（一世）は、戦後の日本における深刻な貧困と栄養失調のため、日本に残るか、あるいは亡くなってしまった。しかし、カナダ生まれの成人した子供たちは、1949年に制限が解除されると、互いに家族呼び寄せを行い、オンタリオ州、アルバータ州、あるいはブリティッシュコロンビア州の海岸沿いに戻って生活を再建していった。

6. 送還日系カナダ人とバード委員会

この委員会は、正式名称を「日系カナダ人からの苦情を調査する王立委員会」といい（1947年から1950年にかけてヘンリー・バード判事が委員長を務めた）、バード委員会には極めて厳しい制限が

課されていた。補償の受給資格は、政府の調査要綱によって厳格に限定されていた。同委員会による金銭的補償を受ける資格を得るには、申請者は極めて具体的な基準を満たす必要があった：

6.1 対象者

- ブリティッシュコロンビア州から強制退去させられた日系人：
1942年3月以降、ブリティッシュコロンビア州沿岸部の「保護区域」から強制的に追放・避難させられた、日系人（カナダ生まれのカナダ市民、帰化した英国臣民、または日本国籍者）でなければならない。
- 資産が換金された不動産所有者：
敵国財産管理庁によって没収され、その後売却された不動産（住宅、農場、事業所）または動産（船舶、車両、家財道具、農機具）を所有していた者でなければならない。
- 「公正市場価格」を下回る損失：
管理官が売却した時点で、その価格が公正市場価格を下回っていたこと、あるいは管理官の直接管理下にある間に財産が紛失、盗難、または破壊されたことを立証する必要がある。

委員会が活動を終了するまでに、計1,434人の日系カナダ人が請求を認められ、何らかの補償を受けた。

6.2 除外された人々（適格性の不備）

補償基準は、連邦政府によって責任を限定するよう意図的に設計された。その結果、財産を没収された被害者の多くは、いかなる支払いも全く受けられない状態となった：

- 強制送還された者：
戦後、「本国送還」を強要され、日本へ強制送還された者は、請求を行うことが完全に禁じられていた。
- 管理人の売却対象外の損失：
強制退去の直前に、家族が自らの財産を急いで売却したり、私物について多額の損失を被る形で私的な手配を行ったりした場合、その家族は対象外となった。
- 減価償却による損失：
所有者が立ち退きを余儀なくされた時期（1942年）と、管理人が数年後に実際に売却した時期の間に、その不動産の価値が大幅に下落していた場合、委員会は1942年の価値を基準とすることを拒否した。委員会は、管理人が売却した特定の日の価値に基づいてのみ損失を算定した。

6.3 主要な制限

バード委員会は、公民権の侵害、賃金の損失、教育の中断、あるいは心的外傷に関する請求を一切除外した。同委員会は、強制売却の経験全体を、あくまで（欠陥のある）商取引として扱った。これが、日系人コミュニティが、バード委員会の採決を、日系カナダ人に圧倒的に不公正な解決と見

なした理由であり、補償問題は、最終的に数十年後の1988年に、包括的な日系カナダ人補償協定の成立へとつながったのである。

6.4 送還された日系カナダ人を除外した主な記録

強制送還または「本国送還」された日系カナダ人が、バード委員会への財産請求からどのように排除されたかを記録する主要な歴史的資料は、連邦政府の記録、内閣公文書、および委員会自身の運営文書の中に存在する。

6.4.1 内閣令（行政立法）

委員会の権限範囲を規定する主要な法的文書は、**内閣令 P. C. 1810**（1947年7月18日発令）であり、これにより王立委員会が正式に設立された。

- 本文：
この指令は、唯一の委員であるヘンリー・バード判事が、「本命令の日付時点でカナダに居住する日本系の人々」からの請求を調査する権限を有することを明示していた。
- 排除効果：
1946年5月から12月の間に、約4,000人の日系カナダ人がすでに「本国送還」書類への署名を強要され、戦禍の日本へ送還されていたため、1947年7月時点では彼らはもはや「カナダに居住」していなかった。この特定の文言により、追放された家族は没収された財産に関する請求を提出することが法的に阻まれた。

6.4.2 バード委員会の公式審理および最終報告書

- バード委員会最終報告書（1950年）：
正式名称を「**内閣令 P. C. 1810の規定に基づく日本人系住民の請求に関する調査報告書**」とするこの文書は、請求手続きの処理について詳述している。2万2千人を超える強制移動させられた個人のうち、審査対象として受理されたのは**わずか1,434件**であったことが記録されており、何千人もの避難民や強制送還された人々が、制度的にこの手続きから締め出されていたことが確認される。
- 事件記録および議事録（カナダ国立公文書館、RG 33/69）：
王立委員会の公聴会記録および事件ファイルによれば、カナダ国外に居住する個人に代わって提出された申請は、「調査範囲外」であるとして却下されていた。

6.4.3 全日系カナダ人市民協会のコミュニティおよび法的擁護に関する記録

- 全米日系カナダ人市民協会（NJCCA）文書：
NJCCA（公聴会中に法的助言を提供するため「日系カナダ人協力委員会」を結成した団体）は、こうした狭義の規定に対する闘いを綿密に記録していた。その記録—特にロバート・マクマスターやジョージ・タマキといった弁護士による準備書面や書簡—には、国外退去させられたコミュニティメンバーの除外が明白な不正義であると主張し、オタワに送られた正式な書面による抗議が含まれている。

- 『ニュー・カナディアン』新聞アーカイブ：
戦時中および戦後のコミュニティにおける主要な英語メディアとして、1947年から1950年にかけて掲載された社説や記事は、強制送還された家族や仲間が補償の対象から完全に除外されたことに対するコミュニティの怒りを示す、直接的で一次的な報道資料となっている。

7. 1988年の補償合意と送還日系カナダ人

1988年の日系カナダ人救済和解には、2つの主要な意味合いがあった。(1)日系カナダ人およびカナダの人権枠組みに対する国家およびコミュニティレベルの影響、そして(2)1946年に日本へ強制送還(「本国送還」)され、後に市民権と法的地位を認められた少数の日系カナダ人に対する具体的な影響である。

- 生存する強制移動経験者への2万1,000ドルの個人補償。委員会が活動を終了するまでに、日本に残留していた1,434人の送還日系カナダ人が補償請求を成功させ、何らかの補償を受けた。カナダに戻った送還日系カナダ人のうち、何人が個人補償を受けたかは不明である。彼らはカナダ在住の日系カナダ人の一部であったためだ。

- 不当な強制送還の認定

是正協定は、1946年に日本へ強制送還(「本国送還」)された者とその子孫に対し、カナダ国籍を明示的に付与した。これは極めて象徴的な転換であった。国家は、強制送還が不当かつ強制的、かつ差別的であったことを認めたのである。

- 帰属意識と法的アイデンティティの回復

カナダ生まれの者が多かった帰還者にとって、この定住により以下のものが回復された：

- 法的市民権
- カナダ人としての権利の承認
- 強制移送が人権侵害であったことの認定

脚注：

1. Ann Sunahara, *The Politics of Racism: The Uprooting of Japanese Canadians During the Second World War* (Toronto: James Lorimer & Co., 1981)

2. カナダの1908年連続航路規則は、人種や国籍を明示的に挙げることなく、南アジア人、特にインド人の移民を排除することを目的とした移民規則であった。この規則は、すべての移民に対し、出生国または国籍国から「連続した航路」で、かつその国で購入した直行チケットを用いてカナダに到着することを義務付けた。インドとカナダの間に直行の蒸気船航路が存在しなかったため、この規則は事実上の排斥法として機能した。

3. 大統領令第9066号は、1942年2月19日にフランクリン・D・ルーズベルト米大統領が署名したもので、米陸軍に対し、「いかなる者も、あるいはすべての者を排除することができる」軍事区域

を指定する権限を与えた。この命令は日系アメリカ人を明示的には言及していなかったものの、米国西海岸に住む日系人の大規模な強制移送および収容の法的根拠となった。

4. 人身保護令状は、個人を違法な拘禁から守る基本的な法的原則である。その核心的な意味は単純かつ強力である。政府は、誰かを拘束するという決定を正当化しなければならない。人身保護令状の申立ては、政府に対し以下のことを強制する：

- 被拘禁者を法廷に出廷させること。
- 拘禁の法的理由を示すこと
- 拘禁が違法である場合はその者を釈放すること

これにより、政府、警察、または軍当局が、起訴なし、裁判なし、あるいは秘密裏に人々を投獄することを防ぐ。

参考文献

Ann Sunahara, *The Politics of Racism: The Uprooting of Japanese Canadians During the Second World War* (Toronto: James Lorimer & Co., 1981)

Ken Adachi, *The Enemy That Never Was: A History of the Japanese Canadians* (Toronto: McClelland & Stewart, 1976)

鹿毛達夫、「日系カナダ人の追放」(東京：明石書店、1998年)